

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成22年10月 5 日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 5 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成22年10月5日(火曜日)

午前10時0分開議

午前11時41分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

議案第9号 平成22年度道路事業の経費に対する市町村負担金について

議案第10号 平成22年度海岸事業の経費に対する市町負担金について

議案第11号 平成22年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金について

議案第12号 平成22年度地すべり対策事業の経費に対する市町負担金について

議案第13号 平成22年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金について

議案第14号 平成22年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金について

議案第15号 工事請負契約の締結について

議案第16号 工事請負契約の締結について

報告第15号 熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 熊本県住宅供給公社の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①新熊本県建設産業振興プラン（素案）について

②熊本市の政令市移行に伴う土木部関連の事務権限移譲について

③荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路嵩上げ等について

④川辺川ダムに関する最近の状況について

⑤水俣港百間排水路等ダイオキシン類対策について

⑥熊本県建築物安全安心マネジメント計画（仮称）の策定について

出席委員(7人)

委員長	重村 栄
副委員長	高木 健次
委員	早川 英明
委員	井手 順雄
委員	鎌田 聡
委員	森 浩二
委員	上田 泰弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長	戸塚 誠司
総括審議員兼	
次長	天野 雄介
次長	鷹尾 雄二
次長	生田 博隆
土木技術管理室長	野田 善治
首席土木審議員兼	
監理課長	古里 政信
用地対策課長	佐藤 國一
土木技術管理室副室長	竹下 喜造
道路整備課長	猿渡 慶一
道路保全課長	安達 博行
河川課長	林 俊一郎

港湾課長 湯山修市
都市計画課長 内田一成
下水環境課長 西田浩
建築課長 坂口秀二
営繕専門監 平野和実
住宅課長 澤井健次
砂防課長 高永文法

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野弘成
政務調査課主幹 竹本邦彦

午前10時0分開議

○重村栄委員長 ただいまから第5回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。また、本日の説明等を行われる際は、執行部の皆さん方は着座のまま行ってください。

それでは、戸塚土木部長に総括説明をお願いいたします。

○戸塚土木部長 おはようございます。

今回の定例県議会に提出しております議案の説明に先立ち、まず、最近におきます土木部行政の動向について御説明申し上げます。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、建設工事をおおむね完成いたしまして、平成23年3月の開業に向けた準備が順調に進められております。

8月には、熊本市富合町の熊本総合車両基地で見学会が開催され、また、新型車両「さくら」を使用した試験走行も開始されてお

ます。

県といたしましては、今後とも、新幹線沿線地域の環境保全についての適切な対応を鉄道・運輸機構に要請しつつ、全線開業に向けて引き続き支援してまいります。

次に、国営公園化を目指す鞠智城につきましては、8月に東京シンポジウムを開催いたしましたところ、600人を超える方が来場され、首都圏での知名度向上に貢献できたと考えております。9月17日からは、韓国・忠清南道で開催されている大百済典に出展し、国際的な認知度向上にも取り組んでおります。

また、9月30日には、国営鞠智城歴史公園設置促進県議会議員連盟で勉強会を実施していただき、ありがとうございました。土木部では、我が国を代表するような大規模歴史公園の実現を目指して、現在基本計画の策定を行っているところでございます。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案1件、条例等関係議案8件、報告関係3件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の9月補正予算は、本年5月22日から7月29日までに断続的に発生した梅雨前線豪雨等に伴う県管理の河川、砂防、道路等の公共土木施設の災害復旧及び再度の被害を防止するための砂防施設の整備など、災害関係事業に要する経費のほか、社会資本整備総合交付金事業の内示増等に伴う補正で、合計で9億2,043万2,000円の増額補正をお願いしております。

また、地域道路改築事業に係る債務負担行為の設定もお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、公共工事に係る市町村負担金について6件、工事請負契約の締結について2件、計8件の御

審議をお願いしております。

報告案件につきましては、熊本県道路公社を初めとした関係団体の経営状況を説明する書類の提出について3件を御報告させていただきます。

その他報告事項につきましては、新熊本県建設産業振興プラン(素案)について外5件でございます。

また、今会期中には、国の経済危機対応・地域活性化予備費を活用した9月補正予算を追加して御審議していただく予定です。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

○重村栄委員長 次に、付託議案等について、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○古里監理課長 監理課でございます。

最初に、資料の確認をお願いいたします。

今回は、建設常任委員会説明資料1冊、それから、経営状況を説明する資料3冊、その他報告事項6件を用意いたしております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料によりまして、第1号議案平成22年度熊本県一般会計補正予算の概要について説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

平成22年度9月補正の予算資料についてでございます。

このページは、土木部全体の予算の額の状況を記載しておりますが、ただいま部長の総括説明にもありましたとおり、今回の補正予算につきましては、梅雨前線豪雨などに伴います災害復旧費及び社会資本整備総合交付金

事業の内示増等を計上いたしております。

その内訳についてでございますが、上の表の2段目、今回の補正額の欄でございます。一般会計の普通建設事業としまして、補助事業で3億3,719万1,000円の増額、単県事業で1億2,769万1,000円の減額を計上しております。

災害復旧事業としましては、補助事業が6億5,217万5,000円、単県事業が5,800万円を計上しているところでございます。

投資的経費につきましては、9億1,967万5,000円となっております。

消費的経費につきましては、75万7,000円でございます。

合わせまして、一般会計の計といたしまして9億2,043万2,000円でございます。

補正後の一般会計の合計予算額は、その1つ下の段でございますが、837億9,686万円となっております。

また、その右の特別会計については、今回は補正額はございません。

特別会計を含めました9月補正後の合計額は、一番右の合計欄の3段目でございますが、916億7,972万2,000円となっております。

次に、2ページの平成22年度9月補正予算の総括表をお願いいたします。

すべて一般会計のみの補正でございますが、各課の補正額とその財源内訳を記載しております。道路保全課が100万円、河川課が8億3,168万4,000円、港湾課が700万円、住宅課が75万7,000円、砂防課が7,999万1,000円でございます。

表の最下段、土木部合計の欄をごらんいただきたいと思っております。

財源内訳としましては、右の方になりますが、国庫支出金が3億8,781万3,000円の増額、地方債が2億9,600万円の増額、その他が1億8,234万5,000円の増額、一般財源が5,427万4,000円の増額となっております。

今回の補正予算に係ります土木部全体の予算額の状況は以上でございます。

○猿渡道路整備課長 道路整備課でございます。資料の3ページをお願いいたします。

地域道路改築費でございます。説明欄に記載しておりますとおり、主要地方道宮原五木線の頭地大橋の建設委託に係ります債務負担行為設定をお願いしております。

内容は、国の県道つけかえに伴います頭地大橋の建設に係る負担金でございます。国が、平成24年度の完成を目指し、平成22年度から24年度までの3カ年にわたる橋梁工事を発注いたしますことから、国と3カ年にわたります実施協定を締結する必要があるため、平成23年度から24年度までの2カ年で、2億円を限度額とします債務負担行為の設定をお願いいたします。

道路整備課は以上でございます。

○安達道路保全課長 道路保全課でございます。

道路保全課関係の補正予算について説明します。

今回の補正は、人吉市西間上町の国道267号、交通安全施設整備事業の一環として施工中の蓑野橋かけかえ工事に関連しまして、水道管と電話線を新しい橋に添架するために、これら占有物件の管理者である人吉市水道局、NTT西日本、NTTコミュニケーションズの3社が負担する建設負担金100万円を受け入れるための措置であります。

この結果、平成22年度の道路施設保全改築費は60億7,900万円となります。

ちなみに、新しく建設される橋に水道管や電話線を添架するに当たり、添架物の総重量が1メートル当たり50キログラムを超える場合は、その重量に応じて橋梁の建設費の一部を負担していただくことにしております。

道路保全課からの説明は以上です。御審議

のほどよろしく申し上げます。

○林河川課長 河川課でございます。よろしくお願いたします。

5ページをお願いいたします。

まず、最上段の河川改良費で8,000万円の増額を計上しております。内容は、2段目の単県ダム改良費になります。

右の説明欄でございますように、石打ダムの制御処理設備の更新でございます。これは、老朽化が進んでおります石打ダムの管理業の情報処理装置、それから通信装置につきまして、来年の出水期までに更新を図るものであります。

次に、3段目の海岸保全費で1,000万円の増額を計上しております。内容は、4段目の海岸高潮対策事業費でございます。荒尾海岸の国庫内示増に伴う増額でございます。

次に、6段目の河川等補助災害復旧費で6億8,368万4,000円の増額を計上しております。これは、ことしの5月から7月の梅雨前線豪雨で被災いたしました芦北球磨線ほか71カ所の災害復旧に要する経費でございます。

次に、下から4段目の河川等単県災害復旧費で5,800万円の増額を計上しております。これは災害復旧箇所の調査、測量設計のための委託費でございます。

以上、河川課の補正総額といたしましては、最下段でございますように、8億3,168万4,000円の増額で、補正後は116億2,451万1,000円でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。よろしくお願いたします。

資料の6ページをお願いいたします。

港湾建設費でございますが、700万円の増額を計上しております。

これは、社会資本整備総合交付金の国庫内示増に伴う増額補正でございます。内訳と

しましては、2段目の重要港湾改修事業費が、八代港の岸壁改良で200万円の増額と熊本港の財源更正でございます。

次に、3段目の地方港湾改修事業費は、長洲港の防波堤延伸で300万円の増額でございます。

4段目の海域環境創造事業費は、百貫港の砂どめ堤延伸で200万円の増額でございます。

以上、港湾課の補正予算につきましては、最下段にありますように、700万円の増額で、補正後の合計額は56億7,254万円でございます。

港湾課は以上でございます。

○内田都市計画課長 都市計画課でございます。資料の7ページをお願いいたします。

連続立体交差事業に関しまして、補助金等が個別補助金から社会資本整備総合補助金へ移行したことに伴いまして、交付金の国費率が0.6から0.5へと変更になったため、財源更正を行うものでございます。

なお、事業費全体額については変更はございません。

以上でございます。

○澤井住宅課長 住宅課でございます。よろしくをお願いいたします。

8ページをお願いいたします。

住宅建設費でございますが、国庫支出返納金として75万7,000円を計上しております。

これは民間事業者を対象として実施しております高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業の事業費確定に伴う国費補助金の返納を行うものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○高永砂防課長 砂防課でございます。説明資料の9ページをごらんください。

2段目の事業費の職員給与費ですが、補正額に増減はなく、内訳欄のとおり、財源更正のみを行うものです。

次に、砂防費については、まず、補助事業である国の社会資本整備総合交付金対象事業の5つの事業について、総括して説明します。

この5事業とは、4段目の通常砂防事業費、5段目の地すべり対策事業費、6段目の急傾斜地崩壊対策事業費、9段目の火山砂防事業費、10段目の土砂災害警戒避難対策事業費です。

5事業のトータルで、国庫の交付対象の工事費増額6,081万1,000円に対して、この財源を確保するために、事務費と人件費を調整することで対応します。人件費は、5事業間の配分額の変更のみで、トータルでは増減なしとし、事務費のみを5事業のトータルで4,062万円減額します。差し引き、5事業で2,019万1,000円の補正予算の増額を予定しております。5事業の内訳は、記載のとおりでございます。

続いて、単県事業について説明します。

7段目の単県地すべり対策費では、1,900万円を計上し、本年6月下旬の梅雨前線豪雨により被災しました天草市魚貫地区ほか2カ所の対応を予定しています。

8段目の単県急傾斜地崩壊対策費では、4,080万円を計上し、本年5月下旬と7月中旬の梅雨前線豪雨により被災しました天草市向地区ほか3カ所の対応を予定しています。

以上、砂防課としましては、最下段になりますが、7,999万1,000円の増額を計上いたしており、補正後の砂防課の合計は60億6,823万2,000円になります。

御審議をよろしく申し上げます。

○古里監理課長 11ページをお願いいたします。

熊本県が施行いたします公共事業の経費に

係ります市町村負担金について御説明させていただきます。

市町村負担金につきましては、9号議案から14号議案までの6つの議案を御提案申し上げておりますが、複数の課の事業でございますので、監理課から一括して説明させていただきます。

今回の御提案に当たりまして、市町村に対しまして事業計画の明細を十分に説明し、市町村負担金に係ります同意を得た上で提案しているというところでございます。

なお、市町村負担金につきましては、昨年度、対象事業や対象経費について見直しを行っておりますが、見直しの主な内容といたしましては、維持管理的経費に係る負担金や事務費に係る負担金を原則廃止しております。

それでは、まず、第9号議案平成22年度道路事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

左の欄が事業名、右の欄が負担すべき金額でございますが、単県道路改築事業(改良)等3つの事業について、道路法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点につきましては、事務費に係る負担金を廃止しましたことから、負担すべき金額の欄を事業費から工事費に変更しております。

なお、12ページ、第10号議案の海岸事業以降、第12号議案の地すべり対策事業、第13号議案の都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業につきましても、事務に係る負担金を廃止しておりますので、負担すべき金額の欄は工事費としております。

また、3の道路改築事業(道路改良)でございますが、昨年度、地域活力基盤創造交付金事業(道路改良)から事業名を変更しております。

なお、維持管理的経費に係ります負担金の廃止に伴い、単県道路事業の舗装補修並びに

単県道路維持事業の手取本町地下道及び光の森自由通路の3事業を削除しております。

12ページをお願いいたします。

第10号議案平成22年度海岸事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

海岸高潮対策事業等の2つの事業について、海岸法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市、町が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との主な変更点につきましては、事務費に係る負担金を廃止しております。

また、単県海岸整備事業につきましては、今年度は事業箇所がないことから削除しております。

次に、13ページをお願いいたします。

第11号議案平成22年度流域下水道事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、熊本北部流域下水道建設事業等6つの事業について、下水道法の規定に基づき、当該事業に要する経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点につきましては、5の球磨川上流流域下水道維持管理事業につきまして、流入水量の増加に伴いまして市町村負担金の単価を、流入水量1立方メートル当たり5円引き下げまして、102円から97円に変更をしております。

また、6の八代北部流域下水道維持管理事業につきましては、地元工場の撤退によりまして流入水量の減少が見込まれるため、同単価を、流入水量1立方メートル当たり23円引き上げ、93円から116円に変更をしております。

次に、14ページをお願いいたします。

第12号議案平成22年度地すべり対策事業の経費に対する市町村負担金についてでございます。

単県地すべり対策事業につきまして、地すべり等防止法の規定に基づきまして、当該事業に要する経費のうち、市、町が負担すべき

金額を定めるものでございます。

昨年度との変更点につきましては、事務費に係る負担金を廃止しております。

15ページをお願いいたします。

第13号議案平成22年度都市計画事業、港湾事業、急傾斜地崩壊対策事業及び砂防事業の経費に対する市町村負担金についてでございますが、1の単県街路促進事業から16ページにかけての22の事業につきまして、地方財政法の規定に基づき、当該事業に要します経費のうち、市町村が負担すべき金額を定めるものでございます。

昨年との主な変更点につきましては、事務費に係る負担金を廃止しております。

また、3の連続立体交差事業につきましては、昨年度の事業名でありました連続立体交差事業(補助事業)から、さらには、4の街路整備事業は、地域活力基盤整備創造交付金事業(街路)から、5の住宅市街地街路整備事業は、住宅市街地総合整備促進事業(街路)から、それぞれ事業名を変更しているところでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

第14号議案平成22年度九州新幹線鹿児島ルート博多・新八代間の建設工事の経費に対する市負担金についてでございますが、全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行います新幹線鉄道の建設に関します工事に要する経費に係る県負担のうち、市が負担すべき金額を定めるものでございます。

なお、昨年度との変更はございません。

市町村負担金につきましては以上でございます。

続きまして、第15号議案及び第16号議案につきまして、工事請負契約に関する議案になりますので、監理課から一括して説明させていただきます。19ページをお願いいたします。

第15号議案工事請負契約の締結でございま

す。

工事名は、熊本商業高校特別教室棟改築工事でございます。工事の内容は、鉄筋コンクリート造り、4階建て、延べ面積3,810.53平方メートル。工事場所は、熊本市神水1丁目1番2号地内でございます。工期は、契約締結時の翌日から平成23年9月30日まででございます。工事金額は、6億3,735万円。これは消費税及び地方消費税込み相当額を含んだ額でございます。契約の相手方は、増永・新規建設工事共同企業体でございまして、契約の方法は一般競争入札でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

第15号議案の入札の経緯及び入札の結果についてでございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、それぞれ上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項、配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定をしているところでございます。

中ほど下の2の評価に関する基準でございます。

本工事は、入札時に施工計画書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定します総合評価方式で実施しております。

施工計画としては、RC鉄筋コンクリート造り4階建ての校舎の改築工事を、生徒及び職員がいる中で行う必要がありますことから、最下段の表のとおり、課題を設定し、提出されました施工計画書の評価に基づく技術評価点を入札価格で除して算定しました評価値が最高の業者を落札者としております。

課題でございますが、品質管理に関する技術的提案として、現場打ちコンクリートの品質管理方法、安全管理に対する技術的提案として、学校関係者に対する安全対策を設定しているところでございます。

21ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございます。

入札には4つの共同企業体が参加し、本年7月20日に開札を行い、評価値を算定しております。その結果、上の段から2段目の増永・新規建設工事共同企業体が、技術評価点84.0、入札価格6億700万円で、評価値13.8303となり、4つの企業体の中で最高の評価値となり、落札者として決定しております。

なお、本工事の予定価格は、下から2段目にありますように、6億4,120万円でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

第16号議案工事請負契約の締結についてでございます。

工事名は、県営山の上団地建築工事でございます。工事の内容は、鉄筋コンクリート造り、10階建て、84戸、延べ面積5,612平方メートル。工事場所は、熊本市大江2丁目2番地内でございます。工期は、契約締結の日の翌日から平成24年1月31日まででございます。契約金額は、9億1,875万円、これは消費税及び地方消費税込み相当額を含むものでございます。契約の相手方は、三津野・竹内建設工事共同企業体でございます。契約の方法は、一般競争入札でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

入札経緯及び入札結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格として、先ほどと同じように、上段から、建設工事の種類、共同企業体の構成員数、格付等級または経営事項審査の総合評定値、営業所の所在地、施工実績に関する事項及び配置予定技術者に関する事項について、記載のとおり設定をしているところでございます。

2の評価に関する基準でございます。

本工事は、先ほどの工事と同様に、総合評価方式で実施しております。

施工計画といたしましては、RC鉄筋コンクリート造り10階建ての改築工事において、

耐久性向上の観点から、主要構造部の鉄筋コンクリートの品質管理が重要であること、また、工事用進入路が近隣住民の日常生活道路と重複するため、工事現場内を含めた安全対策に十分留意する必要があることから、最下段の表のとおり、品質管理に関する技術的提案として、鉄筋コンクリートの耐久性向上のための品質管理を、安全管理に関する技術的提案として、近隣住民に対する安全対策を課題として設定しております。

25ページをお願いいたします。

3の開札及び総合評価結果でございますが、入札には4つの共同企業体が参加し、本年7月20日に開札を行い、評価値を算定しております。その結果、一番上の段でございますが、三津野・竹内建設工事共同企業体が、技術評価点81.1、入札価格8億7,500万円、評価値9.2686となり、4つの企業体の中で最高の評価値となり、落札者と決定しております。

なお、本工事の予定価格は、下から2段目にありますように、9億4,870万円でございます。

監理課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○猿渡道路整備課長 道路整備課でございます。27ページをお願いいたします。

報告の第15号熊本県道路公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊に、熊本県道路公社の経営状況を説明する書類がございます。これによりまして説明させていただきます。

まず、配付しております冊子の1ページをお願いいたします。

平成21事業年度事業報告書でございます。

道路公社の設立目的、事業の概要及び実施状況を記載しております。

次に、2ページをお願いいたします。

松島有料道路の通行台数及び通行料金収入

の状況を記載しております。

2 ページの上段の表に記載しておりますが、平成21年度の通行台数合計は約187万4,000台、1日あたりに直しますと5,135台でございます。

通行料金収入は、下段の表に記載しておりますけれども、合計で約3億4,700万円、1日あたりに直しますと95万844円ということで、計画を上回っております。

次に、3 ページ、貸借対照表でございます。

これは、22年3月末現在の財務状況を示しており、資産の部は、流動資産及び固定資産を合わせた43億3,180万円余というふうになっております。

右の欄は、負債及び資本の部でございます。

負債は、道路建設のために借り入れた借入金の残高等でございます。また、資本は、県からの出資金等でございます。

次に、4 ページ、損益計算書でございますが、右側の収益の部は、松島有料道路の料金収入及び松島有明道路の受託業務収入等で、3億6,700万円余となっております。

また、左側の費用の部、これは一般管理費、それから道路の維持管理費及び建設資金を償還するための償還準備金等でございます。

次に、5 ページの財産目録でございますが、これは22年3月末時点の道路公社の財産の状況でございます。資産を5 ページに、負債を6 ページに記載しております。内容は、先ほどの貸借対照表と同様でございます。

次に、7 ページ、平成22事業年度事業計画書でございます。

本年度も、料金徴収業務及び道路維持管理業務を行います。また、昨年に引き続きまして、松島有明道路の維持管理業務を県から受託しております。

最後に、8 ページ、平成22事業年度収支予

算書でございます。

収入といたしまして、短期借入金1億1,900万円余、通行料金収入3億4,100万円などを予定しております。

支出としましては、一般管理費4,800万円余、道路管理費7,300万円余、建設費用等の元利償還金2億9,000万円余などを予定しております。

なお、松島有料道路の先線でございます松島有明道路の供用に伴いまして、松島有料道路の交通量が増加しまして、松島有料道路の供用時点の年次計画で見込んでおりました計画台数を上回っておりまして、道路公社の経営は安定をしております。

以上、熊本県道路公社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

○林河川課長 河川課でございます。

28ページの報告第16号財団法人白川水源地域対策基金の経営状況を説明する書類の提出についてでございますが、お手元の別添資料に沿って説明させていただきます。

資料の1 ページ目をお開きください。

平成21年度事業の実施状況でございます。

この基金は、白川水系の立野ダム建設に伴い必要となります水没地域住民の生活再建及び水没関係地域でございます南阿蘇村の振興に必要な措置に対する資金の交付及び調査を行うために、平成5年に設立されたものでございます。

21年度の事業実績でございますが、県と関係市町から負担金976万5,000円を受け入れ、基金基本財産の運用益なども合わせまして、下記の事業を実施しております。

まず、1にございますように、南阿蘇村に対しまして、道路整備に要する費用の助成といたしまして976万5,000円を助成いたしました。

また、2のダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡といたしまして、理事会及び評

議員会を開催しております。

2ページをお願いいたします。

平成21年度の収支計算書でございます。

中央の決算額の列でございますが、中段ごろの収入合計B、1,333万1,681円に對しまして、下から3段目の当期支出合計Cは、984万8,425円となっております。

最下段の次期繰越収支差額は、BからCを差し引いた348万3,256円でございます。

3ページは、平成22年3月31日現在の貸借対照表でございます。

4ページをお願いいたします。

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの正味財産増減計算書でございます。

5ページは、平成22年3月31日現在の財産目録でございます。

右の列の中ほど、資産合計は、流動資産と固定資産を合わせまして3,348万3,256円となっております。

その下の負債はございませんので、正味財産は、同額の3,348万3,256円となります。

7ページをお願いいたします。

平成22年度の事業計画でございます。

22年度に関しましては、南阿蘇村が行います基金対象事業の実施予定がございませんので、1の水没関係地域の振興及び環境整備に必要な措置に対する資金の交付に係る事業は予定がございません。

2のダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡につきましては、理事会及び評議員会の開催を予定しております。

以上で財団法人白川水源地域対策基金の経営状況の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○澤井住宅課長 住宅課でございます。よろしくをお願いいたします。

29ページの報告第17号、熊本県住宅供給公社の経営状況につきまして、お手元の説明する書類に沿って御説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

平成21年度事業の実施状況でございます。

(1)の分譲事業ですが、小川駅前ニュータウンほか2団地で4区画、光の森で59区画を分譲いたしました。

(2)の賃貸管理事業ですが、宇城市、熊本市の3団地で合計138戸の公社賃貸住宅を管理、運営するとともに、公社ビル等の管理事業を実施いたしました。

次に、(3)管理受託事業ですが、県営住宅及び都市再生機構住宅等の管理事業を受託しております。

その他事業といたしまして、光の森において住宅展示運営事業を実施いたしました。

次に、2ページをお願いいたします。

2ページと3ページが貸借対照表でございます。

まず、2ページの資産でございますが、右上の欄の当期決算額の最上段、流動資産の合計が37億3,000万円余となっております。

中段からが固定資産でございます。

資産合計といたしまして、最下段の57億円余となっております。

次に、3ページが負債及び資本でございます。

上段が短期借入金などの流動負債で、26億4,000万円余となっております。

中段が固定負債でございます。合計が31億4,000万円余でございます。

下段の資本金の欄でございますが、資本金が1,000万円、これは県の支出金でございます。余剰金が25億5,000万円余で、負債及び資本の合計が57億円余となっております。

次に、4ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

まず、事業収益が、右の欄の一番上の段でございますが、17億7,000万円余でございます。これらの事業に係ります事業原価が13億6,000万円余で、一般管理費が5,000万円余となっております。事業利益が3億6,000万

円余、これから経常費用等を差し引いた当期純利益が、最下段ですが、2億5,000万円余となっております。

次に、6ページ、7ページのキャッシュ・フロー計算書、それから、8ページから11ページの財産目録は説明を省かせていただきまして、12ページをお願いいたします。

12ページは、平成22年度の事業計画でございます。

まず、分譲事業でございますが、宇土・入地ニュータウンほか2団地で24区画、光の森で52区画、合わせまして76区画の分譲を予定しております。

その他の事業につきましては、平成21年度とほぼ同じ内容で事業を進めてまいります。

次に、13ページをお願いいたします。

平成22年度予定貸借対照表ですが、負債及び資本の合計が47億1,000万円余となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

平成23年3月31日時点での予定損益計算書でございます。

最下段でございますが、平成22年度の純利益といたしまして2億4,000万円余を見込んでおります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○重村栄委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。——質疑がないようでしたら、質疑は終わりますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号及び第9号から第16号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が6件っております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいたします。

○古里監理課長 まず、報告事項の1でございます。

新熊本県建設産業振興プラン(素案)についての説明でございます。

お手元に資料を4種類配付しております。

まず、A3の広い振興プラン(素案)についてというものを配付しております。あと、A4の資料でございますが、新熊本県建設産業振興プラン(素案)、参考資料としまして、アンケートの調査報告書の概要版、さらに参考資料2としまして、建設業協会各支部及び部会等との意見交換会の概要でございます。

本日は、申しわけございませんが、A3の資料により説明させていただきます。A3の広い資料をお願いしたいと思います。

上段は、平成16年の策定時から本年度までの取り組み等を簡単に記載しているものでございます。

平成16年に策定しておりますが、当時、民間投資は減少し、国、県は財政健全化の真ただ中にありました。公共投資も縮小いたしました。建設産業を取り巻く、いわゆる経済環境、経営環境は大変厳しいものがございました。そこで、県といたしましては、建設産業の振興を図るため、現在の振興プランを策定したところでございます。

上段の左でございますが、現行プランの主な取り組みとその主な実績を記載しておるところでございます。

これについては、一定の評価を行っているところでございますが、右の現状のところにありますように、例えば、中ほどの営業利益率の低下傾向というものを見ていただきますと、平成20年度には初めてマイナスとなっているような状況でございます。本業でございます建設業の利益は赤になっているような状況です。

また、参考資料1及び2としてお配りしておりますが、後ほどごらんいただければと思いますが、アンケート、そういう業界からの意見等からも、これまでにない厳しい状況、御意見等が寄せられております。

一番右のところでございますが、そのため、建設業界の再生と申し上げるまでにはほど遠い状況というふうに考えているところでございます。

次に、下段になりますが、このような現状を踏まえ、現状はより厳しくなっているというふうに考えております。ただ、課題には大きな変化はないと考えております。そのため、課題といたしまして、3つ、経営力の強化、社会貢献の促進、それから建設市場環境の整備のこの3つを上げているところでございます。

建設業の存在は、県にとって、県民にとつ

て欠かすことのできないものでございます。県民が安心して暮らせる社会資本整備維持のためには、経営力、技術力にすぐれた建設業が必要というふうに考えるところでございます。

また、建設業界は、地域にとって経済、雇用、こういうものの中心でございます。大変重要な存在ではあります。その一方で、上段の現状のところの労働条件の悪化等による人材不足と、こういうふうに入れておりますが、社会的な評価は必ずしも高いとは言えないのではないかと考えております。若い労働者にとって、魅力のある職場と言えなくなっています。そのため、社会貢献を通じたアピールも必要ではないかというふうに考えております。

3つ目の課題でございます。業界の自助努力とともに、その取り組みが市場において正当に評価される必要がございます。県といたしましては、建設業界とともに、その建設市場環境の整備を図る必要があると考えております。

さらに、これらの課題を克服するための施策としまして、これまでの取り組みを継続するのか、拡充するのか、さらに新たな取り組みに着手するのか、いろいろな検討を行い、今後策定します新しいアクションプログラムに盛り込むこととしております。

下段の右側の新アクションプログラムというところでございますが、概要を示しておるところでございます。

県は、チャレンジする企業、頑張る企業をしっかり応援する立場から、丸の部分でございますが、経営相談、総合評価の推進によります技術力、経営力の強化を図っていく。2番目、それから3番目の丸のところでございますが、合併や新分野への進出などによる経営基盤の強化、こういうものを支援していく。さらには、下から2番目でございます。若手技術者の確保、育成など、このような取

り組みへの支援が、この新しくつくることとしております新アクションプログラムの柱となると考えているところでございます。

これらの取り組みによりまして、右の下の欄でございますが、建設業が、県民にとって必要かつ良質な社会資本の整備や、災害から住民を守り、安心、安全な地域づくり、さらには地域経済の活性化や雇用の安定に大きく貢献していただけるものと考えております。

設定期間でございますが、新プランの設定期間は来年4月から4カ年を予定しております。

さらに、今後の予定でございますが、新プラン素案につきましては、近日中にパブリックコメントを実施し、広く県民から意見をお聞きし、その意見をできるだけ反映したいと考えております。これらの手続を経まして、本年中には策定し、公表する考えでございます。

また、先ほど申し上げました具体的な支援策をまとめます新アクションプログラムは、来年度から5年の期間とし、来年3月までに策定することとしておるところでございます。

次に、報告事項の2、熊本市の政令市移行に伴います土木部関係の事務権限移譲についてでございます。

お手元の報告資料、報告事項2をお願いしたいと思います。

まず、1のところでございますが、昨年10月に、熊本市とともに政令都市移行県市連絡会議を設置し、協議を重ねてまいったところでございます。9月までに一定の整理を行ったところでございます。今後、最終調整を行い、10月末を目途に、県、市の基本協定を締結する予定としております。

協議の結果でございますが、(1)をごらんいただきたいと思います。

熊本市に移譲を行う事務は、①の法令必須の分でございます。最初のポツでございます

が、国・県道の新設、改良などの事務がございます。さらに、②法令等任意の分でございます。アのところになります。河川からは、藻器堀川を含みます8河川を、さらに、イのところでございますが、都市公園からは、水前寺、江津湖公園の広木地区を移譲の対象としておるところでございます。

また、(2)でございますが、引き続き県が実施する主な事務といたしましては、(2)の①から⑤に記載している事務でございます。先ほど申し上げました8河川を除く坪井川等の河川、それから②の都市公園、本妙寺山緑地ほか、それから連続立体交差事業に関する事務、それから熊本港ほか2港の港湾管理者としての事務、それから公営住宅の管理などでございます。

最後に、2のところでございますが、円滑な事務権限移譲を行うため、今後、マニュアル等の作成や県からの技術的支援のあり方などについて、引き続き個別の協議を進めていくこととしております。

以上、簡単に御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○安達道路保全課長 道路保全課でございます。

荒瀬ダム撤去に伴い県が計画している道路かさ上げ等について御報告申し上げます。報告事項3をお願いいたします。

荒瀬ダム撤去に伴い、県が計画している道路かさ上げや河川側の擁壁等の路側構造物補強について、これまでに荒瀬ダム撤去に関する国と熊本県との検討会議を2回開催し、道路かさ上げの期間やかさ上げ高さ及び路側構造物補強の延長等について取りまとめております。

具体的には、裏面の計画平面図をごらんいただきたいと思います。

これは図面左側が下流でございます。右側が上流です。

まず、球磨川左岸側につきましては、県道中津道八代線の下鎌瀬から中津道までの約1,500メートル区間の道路かさ上げと約950メートルの路側構造物補強、それから、右岸側につきましては、市道瀬戸石鎌瀬線の西鎌瀬地区約450メートル区間のかさ上げと一般国道219号の路側構造物約1,800メートルの補強を行う予定であります。

今後は、事業の実施に向けて、今回取りまとめた計画をもとに社会資本総合整備計画を策定していくこととしております。

以上です。よろしく申し上げます。

○林河川課長 河川課でございます。

それでは、報告事項の4をごらんください。

川辺川ダムに関する最近の状況について御報告いたします。

まず、ダムによらない治水を検討する場についてでございます。

(1)にございますように、去る6月23日に開催されました第8回会議の概要について御説明いたします。

この会議では、それまでの検討内容を踏まえまして、①にございますように、国から、球磨川水系における治水対策の基本的考え方の案が示されました。

この案には、大きく3つの事柄が含まれております。1点目が、上の枠内に示しておりますが、基本的考え方の概要や目的といった、いわゆる位置づけが示されております。

まず、この基本的考え方は、川辺川ダム以外の治水対策についてのこれまでの検討や議論などを踏まえ、取り組み方針などを整理したものであること、そして、目的といたしましては、国が球磨川水系の河川整備計画を策定する際の原案や地方自治体が策定する地域防災計画などに反映させるものとしております。

2点目は、次の枠にございますように、ダ

ムによらない治水対策の取り組み方針と主な内容について示されております。

このうち主な内容につきましては、6月の委員会で御報告させていただいておりますので、詳細に関しては省かせていただきますが、位置や内容につきましては別紙1から3に添付しておりますので、後ほどごらんください。

取り組み方針についてでございますが、これまでの議論で、治水対策を直ちに実施する対策と引き続き検討する対策に分けておりますが、まず直ちに実施する対策につきましては、上下流バランスを考慮しながら、可能な限り迅速に進めることとしております。

引き続き検討する対策につきましては、直ちに実施する対策のみでは従来想定した安全度に達しないため、一層の安全度の確保を目指して検討や調整を進め、実施可能になった段階で着手することになっております。

3点目が、直ちに実施する対策の概算の事業費と工期になります。ちなみに、費用につきましては、合計で約400億円前後、工期につきましては、11ある対策の中で、最長なのが約12年となっております。

これに対しまして、②流域首長の発言要旨でございますが、市町村長からは、ここに示しております主に4つの意見がございました。上から順に、予算とスピードアップを求める意見、具体的な年次計画の明示を求める意見、従来と同等な安全度を求める意見、五木村の振興を求める意見がございました。

知事からは、国に対しまして、直ちに実施する対策につきましては、速やかな事業着手と早期完成に向けた予算規模の拡大を、引き続き検討する対策につきましては、スピード感を持った検討について要望いたしました。

④ですが、国からは、1つ目として、直ちに実施する対策につきましては、個別に地元調整を行い、迅速に進めること、予算確保につきましては、強い要望があったことを本省

に伝えること、また、2つ目といたしまして、引き続き検討する対策につきましては、検討する場で今後も継続して検討し、実施可能となったものから報告し、決定すること、そして、3つ目ですが、この基本的考え方の取り扱いにつきましては、五木村の生活再建の検討状況などを踏まえて、改めて御相談させていただくという回答がございました。

(2)今後の対応方針でございますが、県といたしましては、強い要望のあった予算確保につきましては、引き続き国に求めていくとともに、検討する場における今後の議論を、スピード感を持って進めていきたいと考えております。

また、県管理の支川につきましては、球磨川本川の整備状況にあわせまして、上下流バランスを考慮しながら速やかに検討を進めてまいります。

次に、裏面をごらんください。

五木村の今後の生活再建を協議する場についてでございます。

(1)に記載しておりますが、この協議する場合は、去る6月20日に三日月前国土交通副大臣が五木村を訪問された際に、副大臣から設置の提案があり、国、県、村3者の了解のもとに設置されたものでございます。

目的及び体制につきましては、枠内に記載しておりますが、まず目的は、ダム中止の表明に至った経緯や水没予定地を抱える村の現状について、共通認識を持った上で議論を積み重ね、関係者の役割を明確にしつつ、五木村の生活再建を取りまとめることということになっております。

構成員は、国から九州地方整備局の河川部長ほか、県からは企画振興と土木の両部長、それに地元の五木村長となっております。

このメンバーで通常会議を開催し、議論を進めてまいります。議論の節目など、必要に応じて国土交通副大臣や知事が参加いたします。拡大会議を開催することになってお

ります。

次に、開催状況でございますが、②に示しますとおり、7月21日に第1回の通常会議を開催し、今後の進め方を確認するとともに、村から現状と課題についての御説明がございました。8月2日には、第2回の通常会議を開催しまして、要望箇所の現地調査などを行いました。8月23日の第3回の通常会議では、村内の各種団体、11団体から御意見をお聞きしております。その後、8月中に、村内の5地区の住民の方々からも御意見をお聞きしております。

最後に、(3)今後の対応方針でございますが、今後は、これらの意見を踏まえまして、国、県、村が協力いたしまして、五木村の生活再建にスピード感を持って取り組むことにしております。

今後とも議会のさらなる御指導と御鞭撻をお願いいたします。

以上でございます。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。

報告事項5について御説明いたします。

水俣港百間排水路等ダイオキシン類対策についてでございますが、1ページに事業の概要を、裏面に工事箇所図を記載しております。1ページをお願いいたします。

1の報告の趣旨にありますように、水俣港のダイオキシン類土砂処理事業の完了報告でございます。

この事業につきましては、平成20年の9月定例県議会で、土砂処分場造成工事の着手としゅんせつ除去工事の工程計画を報告させていただきましたが、その後、昨年3月に処分場造成工事が完成し、昨年11月には百間排水路と百間船だまりのしゅんせつ除去工事に着手いたしました。その後、ことしの7月にはしゅんせつ除去が終わりまして、先月の9月中旬に土砂封じ込めの覆土と舗装工事が終了したところでございます。

この事業の概要につきましては、2の公害防止対策事業の概要にありますように、土砂処理量は1万2,770立米で、全体事業費は約8億5,000万円でございます。なお、事業費の内訳としましては、チッソの負担金が約3分の2の5億6,000万円余で、残りの約2億9,000万円余を国と県で折半したところでございます。

今後とも埋立地の管理には万全を期してまいりたいと考えております。

港湾課は以上でございます。

○坂口建築課長 建築課でございます。

報告事項6の熊本県建築物安全安心マネジメント計画(仮称)の策定について御報告いたします。

建築時の適法性の確保や耐震対策等の既存建築物の安全性の確保、災害・事故時の対応など、建築物の安全安心の確保について、特定行政庁であります熊本県、熊本市、八代市、それから建築関係団体、民間の指定確認検査機関との共通認識のもと、連携・協力して実効性を高める取り組みが重要と考えております。

そのため、国の技術的助言に基づき、関係機関・団体で構成します熊本県建築物安全安心推進協議会を策定主体としまして、今年度中に計画を策定したいと考えております。

計画のスキームの(2)でございますが、計画期間としましては、平成23年度から26年度までの4年間を考えております。

(3)の計画に規定する事項としましては、建築基準法、建築士法、耐震改修促進法等に係る制度に関しまして、具体的な目標、目標値の設定、取り組むべき施策、関係者間の役割分担等を規定することにしております。

一番最下段のタイトルの2の計画の策定スケジュール・体制としましては、熊本県建築審査会で有識者の意見もお伺いした上で、熊本県建築物安全安心推進協議会で来年1月ま

でを目途に計画素案を取りまとめました上、2月議会の委員会に御報告の後、3月に公表したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○重村栄委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんでしょうか。

○井手順雄委員 この産業振興プランの中で、冊子の分ですね。4ページの図8の倒産件数と負債総額の図の中で、いわゆる企業本来の営業利益がどんどん低下して、平成20年度では0.38%となりましたと、企業本来の活動では利益は出にくい収益体制になってきているというようなことですが、こういったことでこういった体質になってきたのかというのを聞かせていただきたいと思います。どういう理由で。

○古里監理課長 その前のページの上の段でございます。本県における建設投資額と建設業者数の推移ということで、ここに掲げております。

平成3年でございますが、トータルで1兆を超える金額がございましたが、平成20年度を見ますと、約5,626億円というようなことでございます。こういうふうには、大変大幅な減と申しますか、が実施されています。

○井手順雄委員 何が減ですか。

○古里監理課長 建設投資でございます。

それから、その一番上の方に建設業者数の推移がございます。平成11年に8,327でございますが、平成20年には7,132ということで、投資の方は半分以上減っておりますが、業者さんの数は約14%の減というような状況でございます。

これについては、大変申しわけございませんが、20ページの経営力の強化というところで、これは国の建設産業2007と言っているところでございますが、このような傾向——これは産業面のところでございます。このような傾向というのは全国的なものでございますので、いわゆる建設産業がさらなる再編、淘汰不可避という厳しい現実と直面しているというような、これは2007年当時の建設産業研究会の指摘、こういうものも今回のプランの中に記載させていただきまして、大変厳しい現状というのを改めて認識していただくために記載したというようなところでございます。

○井手順雄委員 今の説明では、結局、かみ砕いて言えば、トータルの、いわゆる建設業の仕事自体が減ってきて、こういう営業経費が出とらぬというようなことであろうというふうに思いますが、しかし、現状は違うんですね。

工事が減るに際しまして、やっぱり企業というのは、その中で従業員を減らしたり、いろんなスリム化をして、その工事費に対して体質をつくっていきこうという形で、今一生懸命企業内努力をされていると。そういう中で、いわゆる官公庁の仕事を落札しても、結局、営業費が出ていないというようなことが現状であると私は思っております。

裏を返せば、何でそうなるのかという思いの中で、結局、落札率の問題が1つ、それと、あと落札率が下がれば、おのずと中の、いわゆる経費というか、単価が下がってきます。その中で、単価も下がるし、いわゆる工事の中身も下がるし、落札率も下がる。そういう中で、営業費が全然出てこない、事務所経費が出てこないというのが私は現状であろうということでもあります。

このまま推移していくなれば、建設業は、やればやるほど、どれだけスリム化して最低

人数で経営しても、これは利益は出てこないというようなことが、今後、この建設業界にはあるというふうに私は思っております。

そういう中で、熊本県としては、この建設プランを作成する中で、じゃあそこをどうするのかと。ただ、これを見たら、聞こえのいいような話ばかり。こうであろうとか、今後はこうでありますとか、なら、合併しなさいとか、新規参入しなさいとか、それは無理なんですよ、実際、いきなり言われても、業界は。

じゃあ、何をやっていくのかと、県は。私は、そこをもうちょっと詳細に考えて打ち出した方がいいのではないかと。例えばの話、国道3号線を夜間作業します、1メートル、1メートルの升をつくりますと、そのときに、役所の設計というのは、例えば9時から朝の5時まで規制かけますと、ガードマンも要ります、作業員も要ります、何もかんも全部その時間で区切るわけたいね。ガードマンでも、3時間でいくなら3時間で終わるわけ。実際は1日雇うわけですよ。わかります。なら、それを県の役所の設計では、それが20万円かかったと。実際は30万円かかるわけよ。その分の10万円はどこで見るのという話ですよ。それは、今までのそういう経費率というところから、経費の中から持ってきて、トータルで合うんじゃないという形の中でやってきたけれども、今は全然シビアですよ、中身が。

やはり私が言いたいのは、そういう小さいところまで設計をしていただいた工事で発注してほしいと。それとまた、工事を発注しました、着工します、図面と全然違っていましたと。なら、そこはどうするかというと、業者さんが、測量して、図面をつくって、役所にこれが本当ですよと持っていきます。しかり、また竣工、終わりました。終わりましたけれども、変更があったから、変更のときには、業者さんが、また測量して、変更図面を

つくって役所に持っていきます。その分の経費はどこから出るんですか。

そういうところを、やっぱり業者は、測量屋さんにお金を出してしてください、何百万もかかりますよ。最後はCD化もせないかぬわけ。そういうところの経費というのはどこにあるんですか。

今までは、経費があったから、その辺から出ていました。しかしながら、今後、設計する際に関しては、そこら辺までの詳細な設計ですよ。それは、何で役所ができぬかという、全部コンサルに任せているからですよ。自分たちでやりゃいいんじゃないですか、そこら辺は。

だけん、やっぱりこういうのは、業界の方に、こういうプランがありますよ、こうしてやってくださいと指導をするのはいいけれども、自分たちも変わってください。そうでしょう。何もかんも業界に投げてしもうて、あなたたちが悪かったと。そして、何と書いてありますか。廃業するかなんとかで、そういう無責任なことじゃないですよ。

やっぱりこういう建設プランをつくる時には、自分たちがこういうことを一生懸命努力しますから、業界の方も頑張ってくださいよというようなことが建設プランなんですよ。自分たちは、何も今までのことで体質は変えないで業界に押しつけている、その辺を十分考えてやってもらいたいというふうに思います。何かありますか。

○野田土木技術管理室長 技術管理室でございます。

今、委員から御指摘がありました、コンサル任せとか、業界への負担とかいうのを強いているという話がありました。確かに、現場と図面が違うとか、そういう話はございます。

監理課長と私、今回、建設業協会の支部あたりを回らせていただきましたし、各団体と

も意見交換をさせていただきました。その内容は、ここの参考資料の2というところに一一いろいろ御指摘をいただいております。確かに、そのような御指摘をいただいておりますので、このような話があったということを各出先の方にも直接伝えております。その関係で、実は、最近ですけれども、かなり対応がよくなったという話もございます。

それと、もう一つですが、いろんな意見をいただきましたのですが、一方的な意見であったというふうなことで、我々も、実際、現場が本当にそういう状況なのかということ、10月の末に、若手の6年目から15年目までの、まあ60名か70名いるんですが、その人たちと意見交換したいと思っています。

果たして、CADあたりの図面を、井手委員がおっしゃったそういうことを、実際、役所の方がサービスとしてやらせているのかどうか、もしもいるとすれば、それはどこに原因があるのかということも検討したいと思っております。

その上で、そこらあたりをできるだけ——それでなくても工事が少ないし、一つ一つの工事で利益率が下がっているという状況でございますので、少しでも一つ一つの工事でそういうむだをなくして、できるだけ利益率が上がるように我々も努力していきたいというふうに思っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○井手順雄委員 ひとつよろしく願いしたい。

これは要望ですけれども、何をどうすればいいのかということであれば、設計図書の歩掛かりとか、そういうのは変えられぬわけですか、県は。そういう設計の中身に関しては。また、そして、あと設計単価を上げてくれと言うても、それは物価調査会というのがあるわけであって、なかなか変更もできない。何を換えられるのか、県というのは。最

低制限価格ですよ。これを、今までも一生懸命県は、筆頭に頑張ってきたというのはわかります。しかしながら、あと3%、4%ぐらい最低制限価格を上げてやるだけで、この問題は一発で解消します。これは、他県がやっていないからとか、熊本県だけですとか、そういう問題じゃなしに、業界のことを考えれば、今後の検討課題であろうというふうに思いますので、部長、考えのほどをよろしく願いいたします。

以上です。

○早川英明委員 今の井手先生のお話の中の産業プランについてですが、実は、つい先日、鹿児島の方に、南日本新聞主催で鹿児島建設業協会の鹿児島県の今までの建設業の構造改革についてのお話がありましたから、ここにいらっしゃる皆さん方も何人か一緒に行ってまいりましたけれども、その中で、ある先生が、本当にすばらしい御発言をされましたが、このようなことをおっしゃいました。

それぞれの県——日本全国一緒だろうけれども、今後の建設業をよりよくするためには、4つの条件があるだろうと言われました。簡単に言いますと、まず1つは、発注側が、やっぱりみずからいろんな、さっきおっしゃいました最低価格の問題とか、あるいは工事によってはこのような高い工事もありますよといういろんな、あるいはまた建設業は社会貢献をしていますよという、そういうことをやっぱり広く県民、市民、村民に、県だったら県民、町だったら町民、市だったら市民に働きかけていくということが1つ、それと、2つ目は、受注側の自助努力、もちろんそれもありますと、それから、今度は、県民、市民あてに、それぞれの皆さん方が、自分の建設業に対するノウハウを知っていただく、そういう勉強会もせないかぬと、そして、4番目がマスコミの問題だと、マスコミはここにいらっしゃいますけれども、いろん

な問題については、白か黒かと短時間で、テレビにしろ——新聞は別として、テレビあたりは、報道するとき、長く時間はとれないと、だから白か黒かという判断で報道するというので、それを突き詰めてそれぞれの記者に聞きますと、わかりましたと、でも、デスクに行けば、これはということでデスクではねられますという状況であると、だからそういう対策もせないかぬと、この4つをバランスよくしていかなぬと、なかなかこの産業プランというのは進まないだろうと、県だけがやっても、県がばか見る、これはまた、受注側だけがやっても、受注側がばか見るというような形で、この4つをうまくバランスをとって進めていかんといかぬだろうと、これが一つの大きな課題だろうというふうなことでした。

詳しく一つ一つは言いませんけれども、極端にかいつまんでいけば、そのような4つの問題をクリアすれば、このことはうまくいくんじゃないかというようなことでしたよ。委員長も行かれましたから、その先は委員長がまた詳しくおっしゃるというふうに思いますけれども、そういうことでした。何かありますか。

○古里監理課長 先ほど野田室長の方が、一緒に各支部を回って、あと部会の方ともお話をしたということで、その中で、各支部でのお話の中にもありましたのが、やはり報道機関、メディアの皆さんとの付き合いというのが大変——2～3の支部から出ておりました。やはり自分たちが地域社会の方でしっかり頑張っているのに、正直言ってあんまり取り上げてもらえないと。これは口蹄疫の例でございますが、宮崎県の方の業者さんがよくおっしゃっているんですが、口蹄疫の関係に関して、ちょっとうろ覚えですが、自分たちは延べ3,000人、1万台の車両を提供している、その中で、やはりマスコミ報道等ではな

かなか報道されることがない、大変つらいものがあるというようなことでした。

各支部では、やはりその辺をきちんと押さえていらっしやいまして、各地元の報道機関とのつき合い、これがある意味ちょっと戦略性——変な言葉でございますが、戦略性を持ってきちんと今後対応していくことが必要ではないかと。それが、私どもが課題の2で上げております社会貢献の促進、そういう側面から社会的な評価を上げていくということが、長い目で見れば、やはり建設産業界に大きく貢献することではないかというような認識をお持ちだということを御報告したいと思います。

以上でございます。

○上田泰弘委員 一緒に鹿児島に行って、今委員がおっしゃったとおり、私も言おうと思っていたんですけども、この産業プランのA3版の一番右下に書いてありますね、大きく貢献と。その下に、3つ、①②③がありますけれども、やっぱりこういうのを私はどんどんPRしていくべきだと思います。それは、都会と地方というのはもちろん違いますし、必要な公共事業というのもそれぞれにやっぱり違うと思います。でも、特に田舎に行けば、こういった業界が果たす役割というのは物すごく大きいと思うんですよね。

それと、やっぱりいろんな公共事業を見ていても、本当に必要じゃないもの、逆にですよ、必要じゃないものというのはまずないと思います。やっぱり理屈があつて、何らかの必要性があるからやられているわけですから、そういうところもちゃんと説明をしたり、やっぱりこういうのもPRしていくべきだと思います。公共事業が、ややもすれば土木行政が悪だみたいな感じで取り上げられるんじゃないなくて、本当に必要なんだというのを、もっと自信を持ってやっていかれていいんじゃないかなと思います。

今早川先生がおっしゃったことと一緒にですけども、私も同じようにこの前感じたものですから、どんどんどんどんPRして、これはもちろん業界も含めて、一緒になって、こういうことはちゃんとやっぱり必要なんだ、土木行政は悪じゃないんだというのを、もっと前面に出してPRされても私はいいと思います。要望です。

○鎌田聡委員 建設産業振興プランで、ちょっと驚いたのがこの人材不足ですね。求人が出ているのに、充足率がこれだけというのが非常に、まあ大変な労働環境にあるからかどうかはわかりません。その辺はどうなんですか。求人がきちんといつているんですか。高校へ行くと、あんまり求人は来ていないんですよね。だから、その辺の何かつなぎがうまくいつているのかなと思ってですね。

○古里監理課長 これは、私どももそうですが、業界の協会も含めて、例えば、生徒さんをインターンシップとかそういうもので受け入れるとか、さらには、特に工業高校の先生たちとの意見交換をやって、まず先生たちに建設業界の実態を知っていただいて、魅力あるものであるということを先生方を通じてやっているというような、さまざまな試みをされていらっしやるところです。

そういう中で、素案の5ページにありますように、大変低い状況、それから、例えば端的に申し上げれば、その上にございますが、平均給与というのもなかなか——まだ、中ほどではあるんですが、やはりちょっと厳しい状況かなというふうな、さまざまな状況があつているということです。

そこは私どもも大変危惧をしております、将来を担う若い技術者、こういうのをいかに確保していくかというのは、大変重要な問題というふうに認識しております。

○鎌田聡委員 非常にやっぱり高校生の有効求人倍率、全国的にもワースト3ぐらいですね。そういった中で、一方では、このように求人していてもこれだけの就職状況という、非常にそのギャップを感じますので、やはり職を求めるその辺のミスマッチというか、その辺を埋めていくことも大事だと思うんですね。

それにはいろいろな問題もあると思うんですね。発注量の問題であるとか、業者がいかにかにやっぱり若者を育てていくというところ、どう育成していくのかという問題もあると思いますので、そこも十分に——今回の支援策に、多分具体的な支援策が出てくると思いますがけれども、その辺も踏まえてぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○重村栄委員長 コメントは要りませんか。

○鎌田聡委員 いいです。

○重村栄委員長 ほかに何かございますか。報告事項について、御質問、御意見ございますか。

○上田泰弘委員 1つだけ、政令市移行に伴う土木関連の権限移譲の件なんですけれども、これは事務権限の移譲であって、予算関係の移譲はまだはっきりは決まってないんですか。例えば負担割合とか、そういったのはまだ、今からやられていられるんですか。

○古里監理課長 今回の政令市に伴う以前に、いろんな熊本駅周辺の関係の事業につきましては基本協定がございます。それが平成17年ですか、その中での費用負担というのが決まっております、それに沿ってやっているということで、今までずっとやってきたわけですね。今回、連続立体交差も、基本的な

枠組みの中で実施されているというふうに…

○上田泰弘委員 いや、連続立体交差がどうこうじゃなくて、その負担割合は今からまた煮詰めていかれるんですかというだけですけれども。

○古里監理課長 私どもは、その基本協定に沿ったところで、今回の権限移譲等も含めて実施されていくというふうにお聞きしているところでございます。

○上田泰弘委員 政令市になられるわけですから、地方からあんまり苦情が出ないようにお願いしておきます。

以上です。

○早川英明委員 今の関連ですけれども、砂防はどうなりますか。

○高永砂防課長 砂防事業については、移譲の予定はございません。

○重村栄委員長 ほかにございますか。

○鎌田聡委員 政令市関係で、引き続き県が実施する法令等任意の事務で5点記載してありますけれども、これはちょっとお話を聞かせていただきたいんですけれども、市がやりたいと言ったけれども、これは県でやらせてくれと言ったような事業もあるんですか。やりたかったけれども、県で引き続いてやると、実際のところ。

○古里監理課長 県からは、政令市移行に伴いまして、やはり熊本市のまちづくりに供するもの、それから住民サービスに向上する資質のあるもの、そういうものですので、幅広くに1年前、こういうものをされたらいかがで

すかということで、リストアップして協議をずっと行って来たというところがございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、これはもう市の移行を十分に踏まえた結論というか、今の段階での結論ということで理解していいんですか。

○古里監理課長 はい、そうでございます。

○井手順雄委員 後から聞こうと思ったんですけれども、この1番の②の1級河川、2級河川の権限移譲ということで、1級河川の路線等8河川、これは町中の河川ばかりたいな。藻器堀川なんて、私、20歳のころ現場に行ったけれども、やおいかん現場よ。よう市は受けたね。この基準というのは、どういう基準でこれは8河川というようなことですかね。

○林河川課長 今ここにリストアップされています1級河川、それから2級河川につきましては、従来から市の方が事業を実施している河川でございます。基本的には、法令上は任意でございますので、県といたしましては、市の意向を尊重して、まちづくりの観点から必要な河川について、もちろん水系管理の上で支障があるのは除きますけれども、希望があるものについてこたえたという状況でございます。

○井手順雄委員 基本的には、県がしている工事は今までどおりで、いわゆる1級、2級に限らず、市の方が事業主体としてやっているやつを移譲するというような考え方でいいんですね。

○林河川課長 ただ、今後も、市内で完結する河川を中心にいたしまして、移譲の協議につきましては引き続き協議をしていくことに

しておりますので、今回はこの8河川ということになっております。

○井手順雄委員 じゃあ、最終的にはまだふえる可能性があるということですね。

○林河川課長 これは、市の方との協議の上で、そういった形になれば移譲していくという形になると思います。

○井手順雄委員 それなら、その移行が完全に——あしたからですよというときには、それはもう必ず決定しているのか、もしくは、そういう移行をしても、継続的に、政令指定都市になっても、そういった協議をしていくということの考え方でよろしいんですかね。

○林河川課長 今回の県市協議に記載しますのがこの8河川というようなことで、これとは別途、市の方とまた協議を進めながら、必要があれば、そういった移管の協議を進めていくということにしております。

○重村栄委員長 政令指定都市になってからもあり得るといえることですか。

○林河川課長 あり得ると思います。

○森浩二委員 さっきの上田委員とちょっと似ているんですけれども、さっき報告事項で何かいろいろあったでしょう、10分の1.5とか。逆の立場になつとですかね。要するに、県道あたりを市が見たら、この道路法第52条の第2項の規定によるとか、そういうのは別個の定めがあるんですか。

○猿渡道路整備課長 道路改築事業につきましては、非常に地元に着性のあるものについては地元の負担をお願いしてよいという、そういう道路法の規定がございます。そうい

う意味において、政令市に移行した場合においては、やはり地元の市が政令市でございますので、地元に着した事業ということで、県が逆に負担をするというようなことはあり得ないというふうに考えております。

要するに、10分の1.5といたしますのは、県が事業をして、その市に着している事業であるから15%負担金をいただくということでございますので、これが市の方に移管した場合においては、市の方でしていただくということになります。

ただし、国庫補助事業についてはまた別として、市が事業される場合、国から交付金が出る場合においては、それは国から交付金が出て、その残りを市が負担されるというようなことになります。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。——ないようでございますので、報告に対する質疑はこれをもちまして終了をいたします。

次に、その他で何かございますか。

○井手順雄委員 きょうの新聞を見ておりましたけれども、日赤の問題が出ておりましたけれども、ちょっと委員会でも押さえとかないかぬのかなという思いがしています。

日赤のこの工事の工事費というのは、県は負担か何かあるんですかね。

○古里監理課長 土木部からはございませんので、ちょっと……

○井手順雄委員 これは土木部とは全然関係ない工事なわけですかね。

○古里監理課長 基本的に土木部がタッチしている工事ではございません。医療施設ですので、補助として、いわゆる健康福祉部の方から何か出ている可能性はございますが、ちょっとその事実はここではわかりません。申

しわけございません。

○井手順雄委員 それなら、お金は別として、その入札のあり方とか、そういうのは健康福祉部が全部関与してやっていると、土木部は一切関係ないというようなことで、例えば設計あたりは、どこが発注——健康福祉部で発注だろうけれども、設計あたりの業者選定だとか、その中身だとか、そういうあたりには土木部は一切関係ない、これも。

○古里監理課長 これは、日赤病院の方が発注者として、例えば国、県の補助をいただきながら当事者として——当事者はあくまでも日赤でございますので、そこでいろいろな設計とかいうものをやりながら工事発注をされているというふうにお聞きしております。

○井手順雄委員 それなら、土木部は一切関係ないということですね、この工事に関しては。何のタッチもしていない。

○古里監理課長 一般論でございますが、毎年、県から要望を行っております。例えば、県内の重立った国の機関、そういう公的機関に対しましてでございますが、いわゆる県内受注の機会の確保、こういうものを毎年直接お尋ねして、書面によってお願いをしていると、そういう意味でのかわり合いはございます。

○井手順雄委員 そういうことですか。じゃあ、この件に関しては全く土木部は関係していないと、ただ、そのいろんな要望等々のところで関係をするということで再認識、それなら、入札あたりも監理課は全然関与していないということですね。

○古里監理課長 そうでございます。

○井手順雄委員 わかりました。

○重村栄委員長 ほかにございませんか。

○森浩二委員 ランクの件ですけれども、一応BとかAは振興局単位で入札しますよね。本社が、違う振興局に移動したら、即入札に入るんですか。

○古里監理課長 ちょっと実態が詳細ではございませんが、いわゆる本社が移転した場合、もとのところでの確な経営審査を受けているはずでございます。建設業法の許可、そういうものもクリアしているはずでございますので、新しい振興局に行った場合、例えばその条件を整えば、局の段階で入札の対象としているというふうに考えることはできると思います。

○森浩二委員 じゃあ、極端に言えば、Bランクで言えば、振興局に今度結構出るぞと、Bランクの会社がそこに本社移転して、そこでまたとって、違うところにまた出るぞとってまたぱっと移動したら、その振興局でもとれるわけかな。

○古里監理課長 余り常識的には考えられないと思いますが、法の枠組みの中ではできないことはないかなと思います。

○森浩二委員 何でかという、うちのそばに、井手県議のそばからBランクが来たんですよ。それで、またちょっといろいろと地元的に……

○井手順雄委員 それは指名には入れちゃならぬばい。

○森浩二委員 じゃあ、法的にはいいわけですね、それは。

○古里監理課長 まあ、大きく言えば、職業選択等の自由がございますので、そこは支障はないと思います。

○早川英明委員 今おっしゃったそれは、そこにたまたま住所が期せずして変わったというときの条件であって、それを仕事をとるためにあちこちで、そういうことはいかぬとでしようたい。それはぴしゃっとしとかんと。

○古里監理課長 何といたしますか、渡り歩くというようなことだと思いますが、それがどういようなことをもってそれを認定するかというのは、ケース・バイ・ケースできちんとそこは対応する必要があると思いますので、ここでちょっと個別な事情がございますので、これをどうだとはなかなか申し上げにくいところでございます。

○重村栄委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○森浩二委員 ちょっと別件で、これは土木かどうかわからないんですけれども、私が朝通ってくる時、道路の植樹がありますよね、ツツジとか。そこにいっぱい看板が立ててあるとたいな、選挙用の。あれは選挙管理委員に言わなるとかな、道路管理者の方に言わなると。

○安達道路保全課長 選挙のポスター等は、道路敷には一切認めておりません。

○森浩二委員 違法でしょう。違法だから、撤去してもらうのはどこに言わなるとですか。

○安達道路保全課長 ただし、撤去については、いろんな微妙な問題もありますので、実

際は立てた人に撤去していただくよううちの方からお願いしております。

○森浩二委員 そこに顔写真が載っつとつとですよ。それなら、その人に言わなんでしょうか。

○安達道路保全課長 そうです。

○井手順雄委員 いかんときは保全課に言うとか。そうすると、言うてやらすけん。

○森浩二委員 それなら、保全課に言えば、その本人に連絡してもらえるとですかね。

○安達道路保全課長 一応、そういう場合は、各振興局で直接管理しておりますので、そちらの方でいいかと思えますけれども。

○森浩二委員 だけん、ずっとパトロールしよるとかなと思うとたいな。

○内田都市計画課長 道路保全課長からもありましたように、振興局におきまして、屋外広告物については、違法がないかどうかパトロールをやっております。その中で、局でそういう違法な看板を見つけた場合は、張り紙等を張って処理しておりますし、お気づきの点がございましたら、先ほどありましたように、振興局の方にお問い合わせ、御連絡をいただければ対応すると思えます。

以上です。

○森浩二委員 わかりました。

○重村栄委員長 今のは県道31号線の話だと思います。硯川町の辺だと思います。

ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○重村栄委員長 ないようでございますの

で、これをもちまして質疑を終了したいと思います。

以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

最後に、陳情書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。御参照いただきたいと思います。

それでは、これをもちまして第5回建設常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時41分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長